

社会教育関係団体等の支援等にかかる調査結果一覧

回答済み府中市を除く25市中15市

資料 2

No.	質問事項	府中市の場合		選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	備考
		該当選択肢	補足							
1	<p>広く社会教育関係団体の活動を支援するための登録制度を設けているか</p> <p>【選択肢】</p> <p>1 設けている。</p> <p>2 設けていない。</p> <p>3 一般に団体支援をするための登録制度は設けていないが、特定の社会教育関係団体に対して補助金を交付するなどの支援制度はある。</p> <p>4 その他</p>	1	<p>なお、登録するための要件は別に定めています。</p>	11	2	2	0			<p>ほとんどの市が、支援以上に、各団体との連絡や市民への情報提供の必要から登録制度を設けており、支援の方法、程度等についてはまちまちである。</p> <p>A市は以前は登録制度があったものの有料化に伴い廃止しているとのこと。</p>
2	<p>社会教育関係団体等を登録社会教育関係団体とするなどして、公民館やコミュニティセンターなどの使用料を減免するなど活動を支援する制度・仕組みがあるか。</p> <p>【選択肢】</p> <p>1 ある。</p> <p>2 ない。</p> <p>3 あるが、社会教育関係団体だけの制度ではない。</p> <p>4 ないが、別の枠組みでの支援制度はある。</p> <p>5 その他</p>	3	<p>社会教育関係団体の他に、一定の要件を満たす団体は、福祉団体として、または青少年団体として登録されると公民館使用料を免除される制度がある。</p> <p>また、自治会等地域コミュニティに関係の深い団体は、特段の登録なく、無償使用できることとなっている。</p>	3	3	7	0	2		<p>B市の場合、社会教育関係団体の登録制度はないが、利用団体登録があり、その場合使用料が条例に基づき無料になるとのこと。</p> <p>C市は20%減額の場合と100%免除の場合あり。</p> <p>選択肢3を選んだ各市は本市とほぼ同じ仕組み。ただしD市は、障害者を含む社会教育関係団体のみ減免し、他の社教団体は原則有料。選択肢2に近い。</p> <p>E市は、学校開放のみ免除され、公民館は減免制度なし。F市は公民館のみ免除され、他の施設は有料</p>
3	<p>登録に必要な団体の人数要件</p> <p>【選択肢】</p> <p>1 2～5名</p> <p>2 6～9名</p> <p>3 10～14名</p> <p>4 15名以上</p> <p>5 その他</p>	3	<p>10名以上の団体であることを要件としています。</p>	8	1	2	0	2		<p>全般に府中市よりも人数要件は少人数である。選択肢3の2市は府中市と同様に10名。</p> <p>5名以上で団体とみなす市が多い(6市)。それ以外は8名以上、3名以上、2名以上となっている。</p> <p>選択し5を選んだ2市は、利用施設ごとに人数要件が異なる仕組み。</p>

No.	質問事項	府中市の場合		選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	備考
		該当選択肢	補足							
4	登録や使用に必要な団体の市民割合についての要件 【選択肢】 1 全員が市民 2 全員が在住・在勤・在学 3 人数要件と同数の市民(在住・在勤)であれば市民以外の会員がいて良い。 4 人数要件の一部が市民であれば良い 5 市内で活動していればよく特に定めていない。 6 その他	4	団体の中で2/3以上の会員が在住・在勤・在学であることを要件としています。	0	0	1	11	0	1	G市は5名の市民がいればあと何名市外の人がいいても構わない仕組み。コミュニティセンターはもっと要件がゆるいが、回答では触れられず。 H市は、市民と在勤在学者の区別がないためその他で回答。実質的には、選択肢4に近い。 府中市と同様の仕組みをとっている選択肢4を選んだ市でも市民割合は、過半数としているところがほとんどであった。
5	無料団体と有料団体で、予約開始時期について異なる取扱いをしているか。 【選択肢】 1 無料使用団体が優先的に予約することが出来る。 2 有料使用団体が優先的に予約することが出来る。 3 同じように取り扱っている。 4 その他	1	無料使用団体は使用日の2か月前から、有料使用団体は、使用日の1か月前からの予約開始となっています。	2	0	8	3	0	0	同じ取り扱いをしている市が多数派であった。 I市、J市は1ヶ月のアドバンテージがある。 K市、L市は、有料・無料の団体区分がないためその他としているが実質的に同じ取り扱い。 M市は、青少年団体のみ優先予約という制度
6	無料団体となるため登録に虚偽の記載をし、不正に無料使用していることが発覚した際に当該団体にペナルティを課すか。 【選択肢】 1 明文化した罰則がある。 2 明文化していないが登録を一定期間停止するなどの対応を取っている。 3 特にペナルティを課すことはない。 4 その他	3	特にペナルティはないものの不正の実績のある団体に対しては、無料団体登録できるかの審査を厳格に行い、再登録を認めないなどの対応は取っています。	6	0	5	1			N市は、福祉部門が登録を取り消すことはあっても社会教育部門が取り消すことがないとのことでその他としているが、実質的には、ペナルティを課していない。 ペナルティを課すこととしている市は、全て登録抹消という罰則を明文化している。

No.	質問事項	府中市の場合		選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	備考
		該当選択肢	補足							
7	登録団体等に対し、公共施設の無料使用のほかの支援策はあるか。(自由記述)	①研修目的での市バス無料利用(年1回) ②市広報誌への記事掲載(年度内2回まで)		4市:特になし。 3市:市ホームページ掲載、チラシ配布協力、広報誌掲載などの広報への協力 1市:上記3市の例に加え市民会館の会場使用料の一部助成 1市:①年1回の講師謝礼援助、②年1回のバスの借上げ費用援助 1市:講師派遣を公費で行う場合がある。 1市:①市教委と事業の共催ができる。②公民館便りへの記事掲載、③ホール等の会場使用料の一部助成 1市:スポーツ事業を行う場合の施設優先予約制度が通常の支援策と別枠である。 1市:先行予約制度と印刷物配布時の用紙現物供与 1市:ホール利用時の音響照明技師経費の一部援助、ロッカーの無料貸し出し						
8	不正利用を抑止し、公平に利用機会を確保するための料金制度についての考え方を教えてください。  【選択肢】 1 無料を堅持する方針。 2 有料化を検討している。 3 有料化に向けた具体的な動きがある。 4 既に有料化している。 5 その他	2	具体的な動きはないものの有料化と厳罰化の両方向で社会教育活動や市民活動支援のあり方を検討しています。	4	0	0	3	6		O市の場合、社会教育施設は原則有料で、コミセンが無料と住み分けている。  P市は、社会教育施設は既に有料化しながら、一部無料施設も残っているということでその他に分類
9	以下、公民館のみの使用許可の考え方について伺います。(公民館を設置していない場合は類似施設とする。)  社会教育法は特定の営利事業者に特に便宜を図り、利益を与え、その営業を助けない限り、営利事業者に公民館を貸すことを禁じていないと解釈されていますが、民間企業等の公民館使用許可申請にどのように対応しているか。  【選択肢】 1 特段の制限はない。 2 営業活動をしない限り、他の利用者との区別はない。 3 用途を制限しながら使用を許可することがある。 4 営利性の有無を評価することが困難なので、一律に使用を認めていない。 5 その他	3	宅地や大規模店舗などの開発行為に伴う近隣への説明会の会場としてのみ許可し、使用料を徴収しています。  ※企業の採用試験会場としての利用、企業の内部研修、マンション業者の入居説明会、マンションの管理組合から業務を受託しているビル管理業者の主催するマンション管理組合の総会などについての使用の要望がありますが、本市ではそれらの用途での公民館使用を認めていません。	0	4	8	1	2		

No.	質問事項	府中市の場合		選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	備考
		該当選択肢	補足							
10	<p>公民館において私塾や教室としての性格をもつ団体の使用についての対応</p> <p>【選択肢】</p> <p>1 営利事業と見なし許可していない。</p> <p>2 月会費が一定額以下などの基準を満たすものについては許可している。</p> <p>3 市民や任意団体が行うものであれば特に制限していない。</p> <p>4 有料使用としてのみ許可している。</p> <p>5 その他</p>	1	サークルが同一の講師を呼び続ける場合との違いを挙げるのは困難ながら、指導者側が主導していると認められる場合には許可していない。	11	0	1	2	1	0	
11	<p>公民館において利用団体の講師謝礼について基準を定めているか</p> <p>【選択肢】</p> <p>1 団体の任意としている。</p> <p>2 一定の基準額を下回っていれば営利性なしとして扱っている。</p> <p>3 その他</p>	1	ただし、著しく高額の場合は、個別に聞き取りを行っています。	14	0	1				
12	<p>社会教育法は公民館が特定の宗教等を支持、支援することを禁じているが、霊園開発をする宗教法人が、地域説明会会場として公民館使用申請した場合の対応</p> <p>【選択肢】</p> <p>1 不許可とする。</p> <p>2 許可する。</p> <p>3 実態に応じて判断する。</p> <p>4 そういうケースは想定されない。</p> <p>5 その他</p>	1	民間企業の開発行為の際は許可しながら、宗教法人のものは今のところお断りしています。	6	4	4	1	0		